

特例公債法案について ～国の責任ある対応を求める～

「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」（特例公債法案）が、現在に至るまで成立していないことから、地方固有の財源である地方交付税の9月交付分（道府県分の普通交付税）が、月払い交付されるという異例の事態となった。これに伴い、各県では資金繰りのための一時借入れ等、無用の負担を余儀なくされている。さらに、地方交付税の本来の11月交付分（道府県分・市町村分の普通交付税）についても、暫定的な対応として、当面は交付が見合わせることでされた。加えて、地方や民間向けの裁量的補助金も、その一部が執行抑制の対象とされているところである。

特例公債法案の成立がこれ以上遅れた場合には、地方の財政運営や地域の社会活動、経済活動等に支障を来しかねず、国と地方の信頼関係を損ねることとなる。

国においては、地方交付税や補助金の執行抑制という異例の事態を速やかに解消すべく、特例公債法案の適切な取扱いなど、責任ある対応を強く求める。

また、県の一時借入れに係る追加的な金利負担や基金の繰替運用により生じた逸失利益等については、その相当額を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた上で特別交付税により交付するなど、国の責任において確実な財政措置を講ずるよう求める。

平成24年11月

九州地方知事会

会長 大分県知事 広瀬 勝貞